

# 医療制度改革

## 国保・老人医療が変わります

8月から国民健康保険と老人保健医療制度が一部変更になる予定です。

これは、国会で審議されていた医療制度改革関連法案がこの6月に成立したことに伴うもので、これまでの制度を8月と10月に変更するものです。(左表参照)

### 老人保健医療受給者証を更新

現在、老人保健医療制度に該当されている方(昭和

7年9月30日以前に生まれた方または65歳以上で一定の障害をお持ちの方)が医療機関の窓口で支払う医療費の割合は、前年中の所得状況により見直しを行い、8月1日から適用しています。今年度は、公的年金等控除の見直しがされ、収入額の基準が変更になる予定です。その結果、負担割合が変更になった方には、7月下旬に新しい負担割合を記

入した受給者証を送付します。8月1日以降、新しい受給者証を医療機関に提示してください(2割負担の方は10月1日から3割負担になります)。また、古い受給者証は、保険年金課まで返却してください。なお、新しい受給者証が送付されない方は、負担割合に変更はありませんので、現在お持ちの受給者証をそのまま使用してください。

国民健康保険に加入している昭和7年10月1日以降に生まれ、現在70歳以上の方には、前年中の所得状況に応じて、1割または2割の負担で医療が受けられる「高齢受給者証」を交付しています。この受給者証は老人保健医療受給者証と同様に、収入額の基準額が変更になる予定です。その結果、8月1日以降新しい負担割合が適用となります(2割負担の方は10月1日から3割になります)。

### 高齢受給者証も

平成14年10月1日から老人保健医療が70歳から75歳に引き上げられたに伴い、その間の年齢の方の、負担軽減のために発行している受給者証です(社会保険の方は、加入している社会保険から発行します)。

### 高齢受給者証とは

70歳を迎える方には、誕生日の月に受給者証を送付し、誕生日の翌月から使用できるようになります。

市では7月下旬に対象者全員に新しい受給者証を送付します。老人保健医療受給者証については、保険年金課老人医療担当(☎235・4595)。高齢受給者証については、同課国保担当(☎235・4594)。

### ◇70歳未満の方

- 負担割合 3割 (変更なし)
- 自己負担限度額

|               | 現行            | 10月から         | 特定疾病※2(8月から)                 |
|---------------|---------------|---------------|------------------------------|
| 世帯の総所得が670万円超 | 139,800円+1%※1 | 150,000円+1%※1 | 人工透析のみ20,000円<br>それ以外10,000円 |
| 670万円以下       | 72,300円+1%※1  | 80,100円+1%※1  | すべて10,000円                   |
| 市民税非課税世帯等     | 35,400円       | 35,400円(変更なし) |                              |

※1 1%…医療費の総額(10割分)がそれぞれ一定の限度額を超えた場合に、その超えた額の1%  
※2 特定疾病…人工透析、血友病、HIV

### ◇70歳以上の方(高齢受給者証または老人医療受給者証を所有している方)

- 負担割合

|                | 現行                                 | 8月から                         |
|----------------|------------------------------------|------------------------------|
| 一定以上所得者(2割負担者) | 市民税課税所得145万円以上(変更なし)<br>※10月から3割負担 |                              |
| 申請により1割負担になる世帯 | 高齢者単独世帯※3<br>収入額が484万円未満未満         | 収入額が383万円未満合計<br>合計収入額が520万円 |

※3 高齢者単独世帯…70歳以上の方が一人の世帯  
※4 高齢者複数世帯…70歳以上の方が世帯に2人以上いる世帯

- 自己負担限度額

|                              | 現行                          | 10月から                       | 特定疾病※2(8月から)                           |
|------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|--|
| 負担割合が2割(10月から3割)の負担者         | 外来40,200円<br>入院72,300円+1%※1 | 外来44,400円<br>入院80,100円+1%※1 | 高齢受給者証受給者の人工透析のみ20,000円<br>それ以外10,000円 |
| 負担割合が1割の負担者(経過措置対象者※5を含む)    | 外来12,000円<br>入院40,200円      | 外来12,000円<br>入院44,400円      | すべて10,000円                             |
| この内、世帯全員※6が市県民税非課税の方         | 外来8,000円<br>入院24,600円       | 外来8,000円(変更なし)<br>入院24,600円 |  |
| この内、世帯全員※6が同税非課税で各種所得が0円になる方 | 外来8,000円<br>入院15,000円       | 外来8,000円(変更なし)<br>入院15,000円 |  |

※5 経過措置対象者…負担割合の改正によるもので、市民税課税所得が145万円以上213万円未満、または213万円以上の高齢者単独世帯で収入額が383万円以上484万円未満、高齢者複数世帯で520万円以上621万円未満の方  
※6 世帯全員…ただし、高齢受給者証の受給者は世帯主と国保加入者

### ○療養病床に入院している方の食費・住居費負担限度額

|                              | 現行                                   | 10月から                                |
|------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 負担割合が2割(10月から3割)の負担者         | 約24,000円                             | 約52,000円                             |
| 負担割合が1割の負担者(経過措置対象者※5を含む)    | 約24,000円                             | 約52,000円                             |
| この内、世帯全員※6が市県民税非課税の方         | 入院90日以内 約20,000円<br>入院91日以上 約15,000円 | 約30,000円                             |
| この内、世帯全員※6が同税非課税で各種所得が0円になる方 | 約10,000円                             | 年金受給者 約22,000円<br>老齢福祉年金受給者 約10,000円 |

## トレーニング機器をリニューアル



▲▼新しい機器を利用するみなさん

### 運動公園体育館で利用開始

市では、運動公園総合体育館トレーニング室の機器をリニューアルし、先月28日から利用を開始しています。ぜひこの機会にご利用ください。

なお、新しい機器の説明を次の時間に実施していますので、使用方法を確認したい方はご参加ください。

▽時間 ①午前9時20分～9時35分 ②午後1時～1時15分 ③午後3時～3時15分



15分 ④午後6時～6時15分  
※初めてトレーニング室を利用する方は、ビギナー講習を受講してください。また、利用の際は、運動のできる服装で室内シューズを持参してください。

施設使用料は300円です。

☎ 同館(☎235・7204)、スポーツ課(☎235・4927)。

## 統計グラフコンクール作品募集

県統計協会では、統計思想の普及・向上を目的に、統計グラフコンクールを実施します。優秀な作品は、統計グラフ全国コンクールへ出品します。

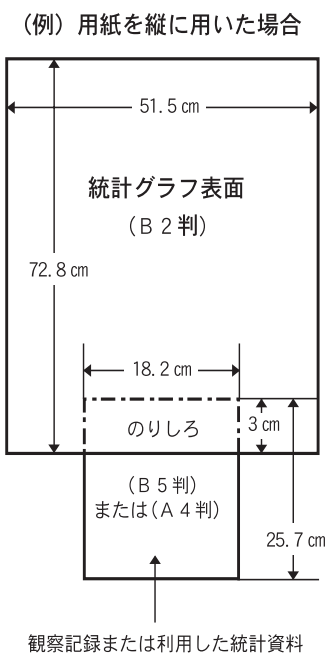
▽応募資格 市内在住・在学・在勤の小学生以上の方  
▽課題 自由  
▽大きさ 72.8センチ×51.5センチ(B2判、縦横どちらでも可)  
▽応募上の注意 ①作品は自作に限る ②作品の裏面に表題・市名・学校名・学年(一般は表題・住所・電話番号・職業・年齢)氏名を明記。氏名、学校名には必ず「フリガナ」を

観察記録または利用した統計資料

9月下旬予定 ※入選作品の著作権は県統計協会に帰属します。

☎ 9月6日(水) 必着で、〒243-0492市役所行政経営課へ郵送または持参。

☎ 同課(☎235・4698)。



☎(=問い合わせ先)の電話番号は各部署への直通電話の番号です